

令和7年度版
認定農業者への支援策について

長崎県農業経営課

令和7年7月

目次

認定農業者に対する主な支援措置（事業）一覧

	頁
1. 施設整備事業	1～5
2. 融資事業	5
3. 農地対策関係	5
4. 経営安定対策	6～7
5. その他	7～8
6. 認定農業者に対する研修会・商談会等	9

●認定農業者等に対する主な支援措置（事業）一覧

本表は認定農業者の農業経営改善計画の達成に向けて活用できる事業メニューの概要を掲載しております。アンダーラインは一部内容等変更。【新】はR7新規。

1 施設・機械整備事業

事業名	概要	事業主体 (又は助成対象者)	要件等	補助率（額）	関係課	施設拡 大	農地	経営安 定	6次産業 化	加工	法人化	技術対 策	その他
水利施設等保全高度化事業（国）	畑地帯総合整備中山間地域型 （担い手育成対策）	県	・中山間地域等で実施するもの。 ・受益面積が10ha以上。樹園地は、産地構造改革計画を策定している場合等においては、0.5ha以上の園地の合計が5ha以上であること。 ・担い手への農用利用集積率が、受益面積に占める水田及び畑作物を作物付する畑地を合わせた面積の割合がおおむね8割以上の場合は80%以上、それ以外の場合は50%以上となること。	82.5%（国庫55%、県補助27.5%） ※岐阜83.5%（国庫55%、県補助28.5%）	農村整備課	○	○						
	高収益作物転換型		・1ha（中山間地域等は0.5ha）以上の水田の園地面積の合計が5ha以上であること。 ・産地推進計画に事業の実施が位置づけられていること。 ・水田の受益面積における高収益作物の作物面積割合が8割以上となること。 ・基金整備の完了年度の翌年度以降は、水田活用の直接支払交付金の交付申請ができない。 なお、産地推進計画に位置づけられた高収益作物を目標年度までに導入する場合は、水田農業高収益化推進助成及び産地交付金における高収益作物に係る助成の活用が可能。	国庫60%、県補助率未定 ※中山間・離島地域（国庫61%）	農村整備課	○	○						
農地中間管理機構関連農地整備事業（国）	農地中間管理機構が設定されている農地において、農業生産性向上、効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するため区画整理等の整備を支援。	県・市町	・連坦化された1ha以上の農地の合計面積が10ha以上（※中山間地域は連坦化された0.5ha以上の農地の合計面積が1ha以上） ・農地中間管理機構の設定期間が事業計画の公告日以降15年間に残っていること。 ・すべての対象農地を集積し、対象農地8割以上を担い手に集団化すること。 ・販売額が20%以上向上すること、又は生産コストが20%以上低減されること。	90%（国庫62.5%、県補助27.5%） ※岐阜90%（国庫65%、県補助25.0%）	農村整備課	○	○						
農業競争力強化農地整備事業（国）	農地整備事業 （経営体育成型）	県	・受益面積が20ha以上（水田が50%以上であること。） ・担い手への農用利用集積率が、受益面積に占める水田及び畑作物を作物付する畑地を合わせた面積の割合がおおむね8割以上の場合は80%以上、それ以外の場合は50%以上となること。	80%（国庫50%、県補助30%） ※中山間地域82.5%（国庫55%、県補助27.5%） ※岐阜83.5%（国庫55%、県補助28.5%）	農村整備課	○	○						
	農地整備事業 （中山間地域型）		・中山間地域で実施するもの。 ・受益面積が10ha以上（水田が50%以上であること。） ・担い手への農用利用集積率が、受益面積に占める水田及び畑作物を作物付する畑地を合わせた面積の割合がおおむね8割以上の場合は80%以上、それ以外の場合は50%以上となること。	82.5%（国庫55%、県補助27.5%） ※岐阜83.5%（国庫55%、県補助28.5%）	農村整備課	○	○						
農地耕作条件改善事業（国）	農業基金整備促進事業	市町・その他団体（JA・土地改良区等）	・受益者数が農業者2者以上であること。 ・事業費が200万円以上であること。 ・受益面積が5ha以上であること。 ・農業基金整備計画を策定していること。 ※地域計画策定区域で実施する場合は農地耕作条件改善事業を活用すること。	定率助成：国庫50% ※中山間地域等は55% 定額助成：国庫0.5万円/10a～42万円/10a等 ※定額助成単価は実施する工程により変動 ※中心経営体に面的集積する場合は、助成単価をおおむね2割加算	農村整備課	○	○						
	農地耕作条件改善事業（国）		・農地中間管理機構との連携概要を策定していること。 ・受益者数が農業者2者以上であること。 ・事業費が200万円以上であること。 ・農地耕作条件改善計画を策定していること。 ・地域内農地集積型においては、地域内農地集積促進計画を策定していること。高収益作物転換型にあっては高収益作物転換促進計画を策定していること等。	定率助成：国庫50% ※中山間地域等は55% 定額助成：国庫0.5万円/10a～42万円/10a等 ※定額助成単価は実施する工程により変動 ※担い手に面的集積する場合は、助成単価がおおむね2割加算	農村整備課	○	○						
【新】畑作等促進整備事業（国）	畑作物・園芸作物の生産拡大を推進するため、畑作物・園芸作物の生産性向上のための区画拡大や転換に必要な灌漑排水や客土、用排水路整備等の整備を支援する。	市町・その他団体（JA・土地改良区等）	・受益者数が農業者2者以上であること。 ・事業費が200万円以上であること。 ・畑作等促進整備計画を策定していること。	定率助成：国庫50% ※中山間地域等は55% 定額助成：国庫0.5万円/10a～42万円/10a等 ※定額助成単価は実施する工程により変動 ※担い手に面的集積する場合は、助成単価がおおむね2割加算	農村整備課	○	○						
農業基金整備促進事業（県）	農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や灌漑排水整備等を支援する。	市町・その他団体（JA・土地改良区等）	・国事業の農業基金整備促進事業、農地耕作条件改善事業及び畑作等促進整備事業の採択地区であること （1）農地集積型 ・受益面積5ha以上であること ・地区内農地集積面積が担い手へ50%以上集積されること。 （2）作物増加型 ・受益面積5ha以上であること ・作物の収穫または作物面積が増加し、全作物の作物面積が20%以上増加すること。ただし、現況作付率が140%以上の場合は現況以上となること。 （3）傾斜地型（RS～R7まで） ・中山間地域直接支払の対象地域で傾斜要件（田1/20以上、畑8°以上）または、令和5年1月の募集を受け市町から雇労証明を受けている生産者（地区）であること。	事業費の15%以内 ※農作業道は10%以内	農村整備課	○	○						
農山漁村振興交付金（整備地域資源活用価値創出整備事業）（国）	定住促進・交流対策型 ・定住促進対策 ・交流対策	市町等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住や地域間交流の促進等を図るために必要な生産施設等の整備を支援	農業者の組織する団体、県、市町、農業部局組合等	「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」等の規定のほか、当該事業実施要綱等で事業メニューごとに実施要件を規定	1/2以内	農政課	○		○	○			

事業名		概要	事業主体 (又は助成対象者)	要件等	補助率（額）	関係課	施設拡大	農地	経営安定	6次産業化	加工	法人化	技術対策	その他
強い農業づくり総合支援交付金（国） 【産地基幹施設等支援タイプ】 ※旧 強い農業づくり交付金	産地の収益力の強化	産地の収益力の強化や合理化を図る取組に必要な産地基幹施設等の整備を支援	農林業者の組織する団体等 ・受益農業従事者（農業常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上	・当該実施要綱等で定める品目別面積要件等あり	1／2以内 （上限20億円）	農政課 （農産園芸課・畜産課）	○	○		○	○			
		地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械のリース導入や、集出荷施設の整備、継承のための施設等の再整備、改修、土づくりの展開等の取組みに対する支援	地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画」に参画する農業者、農業者団体等	・成果目標（販売額の10％以上の増加等）の目標達成を掲げた産地パワーアップ計画を策定している産地であること ・面積要件を満たしていること	定額、1／2以内（整備事業、生産支援事業等）	農政課 （農産園芸課）	○		○				○	
長崎県産地生産基盤パワーアップ事業（国）	融資主体支援タイプ	目標地図に位置付けられた者が融資を活用して、農業用機械・施設を導入する際に、融資残について補助金を交付することにより主体的な経営発展を支援	目標地図に位置付けられた者（ただし、新規に就農した方は認定就農者又は認定農業者に限ること）	・事業費が整備内容ごとに50万円以上であること ・事業の対象となる機械等は、耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること ・運搬用トラック、パソコン、倉庫等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと	3／10以内 （上限額） ・通常タイプ： 法人・個人問わず300万円（目標地図に位置付けられた者のうち経営規模の拡大を目指す者600万円）	農政課	○	※1・簡易な土地基盤の整備		○	○			
	追加的信用伏与補助事業	融資の円滑化等を図るため、金融機関への債務保証（経営体の信用保証）の拡大を支援	農業信用基金協会 （融資主体型補助事業の対象者）	・保証上限額 認定農業者（個人）3,600万円 （法人）7,200万円	補助金上限額＝ 地区ごとの保証対象融資額× 1／15	農政課								○
	【新】地域農業構造転換支援タイプ	地域計画における目標集積率が現状集積率より減少するものでなく、かつ、目標集積率が6割以上（都府県において農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合には5割以上）の地域計画が策定されている地区において、地域の中枢となる若い手に対し、農地引当力の向上等に必要な農業用機械・施設の導入及び農業用機械のリース導入を支援	目標地図に位置付けられた者（ただし、新規に就農した方は認定就農者又は認定農業者に限ること）	・事業費が整備内容ごとに50万円以上であること ・事業の対象となる機械等は、耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること ・運搬用トラック、パソコン、倉庫等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと	・購入 ①3／10以内 ②事業費一地方公共団体の助成額 ①又は②のうちいずれか低い額を限度とする ・リース（定額） リース物件購入価格×3／7 ※リース期間4年未満の場合 リース物件購入価格×（リース期間／7年）×0.75	農政課	○ ※2・リース導入の項か施設は対象外	○ ※1・簡易な土地基盤の整備		○	○			
	条件不利地域支援タイプ	経営規模が小規模・零細な地域において、農作業の共同化や農地の利用集積の促進等により、生産性の向上や農作業の効率化等を図り、意欲ある経営体を育成するため、必要となる共同利用機械等の導入を支援	農家3戸以上の団体 ・農事組合法人 ・農地所有適格法人 ・特定農業法人等	・農家1戸あたりの平均農地面積が概ね0.5ha未満、かつ農地面積が0.5ha未満の農家が概ね5割以上 等の地域要件あり ・事業費が整備内容ごとに50万円以上であること ・事業の対象となる機械等は、耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること 等	1／2以内 （上限4,000万円） （農業用機械は1／3以内）	農政課	○	○ ※1・簡易な土地基盤の整備		○	○			
ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業（県）	次代につなぐ産地生産基盤応援事業	【農業所得1000万農家応援型】 経営の多角化、高度化により、農業所得1,000万円を目指す農業者が経営拡大等に必要となる施設の整備を支援	農業所得1,000万円以上が可能となる経営規模を目指す農業者 就農者の組織する団体	事業主体は、以下の要件を全て満たすこと ①事業実施内容・事業効果の公表を同意すること ②新たな雇用の増加（年間250日以上の増加）を図ること ③新規就農者等の研修及び受入を行うこと	1／3以内 （機械は対象外）	農政課	○			○	○			
		【認定農業者応援型】 認定農業者及び認定新規就農者が規模拡大や生産コストの低減など認定農業者の経営改善計画及び認定新規就農者の青年等就農計画の達成に必要な施設等の整備を支援	認定農業者等の組織する団体	①認定農業者および認定新規就農者の組織する団体で受益戸数は3戸以上（離島で園芸ハウスを設置する場合は2戸以上） ただし、離島地区では同一年度1品目あたり1回限り1戸でも園芸ハウス導入可。 ②園芸ハウスは概ね3,000㎡以上（離島で園芸ハウスを設置する場合は概ね1,000㎡以上）	2／5以内 （機械は1／3以内）	農政課	○			○	○			
		【後継者応援型】 後継者の経営力向上や後継者自らが農業経営に参画する経営体の発展、円滑な経営継承を図るために必要な施設等の整備を支援	農業後継者、又は農業後継者で組織する団体	事業主体又は事業主体の構成員は、以下を全て満たすこと ①50歳未満であること ②経営改善計画を経営主と共同申請していること ③当該農業経営に年間150日以上従事し、かつ農業従事日数が年間60日以上であること。ただし、事業実施年度に就農する場合にあっては、要件を満たすことが確実であること ④園芸ハウスを1戸で設置する場合は概ね1,000㎡以上、2戸以上の場合は概ね2,000㎡以上	2／5以内 （機械は1／3以内）	農政課	○			○	○			
		【認定新規就農者応援型】 受入団体等登録制度を活用して就農する認定新規就農者の確実な営農開始や経営発展に必要な施設等の整備を支援	認定新規就農者、又は認定新規就農者の組織する団体	事業主体又は事業主体の構成員は、以下を全て満たすこと ①受入団体等登録制度を活用した就農者、又は就農予定者であること ②農外及び県外からの農業参入者、又は農家の子弟の場合は、親等と経歴を別にしてのこと ③認定新規就農者、又は認定新規就農者となることが確実と見込まれる者であること ④園芸ハウスを1戸で設置する場合は概ね1,000㎡以上、2戸以上の場合は概ね2,000㎡以上	1／2以内 （機械は1／3以内）	農政課	○			○	○			
	農業で稼ぐ農山村応援事業	【集落営農法人応援型】 集落営農法人が規模拡大や高収益品目の導入等経営改善を図るために必要な施設等の整備を支援	集落営農法人	事業主体は、以下の要件を全て満たすこと ①農地所有適格法人 ②3戸以上の農業者で構成された組織 ③集落の農業者の1／2以上で構成、又は地域の農地の1／2以上を利用・営農、若しくは受託により集積する集落営農組織 ④確かな水田経営計画を作成していること ⑤園芸ハウスを設置する場合は概ね1,000㎡以上	2／5以内	農政課	○			○	○	○		
		【稼ぐ農山村応援型】 集落の合意形成等を通じて、地域特産物の育成等の農山村のコミュニティビジネス等により、自ら集落の維持・活性化に取り組む活動に必要な施設等の整備を支援	・移住集落タイプ 移住促進および移住者を含む取組を実施する集落の構成員 ・稼ぐ集落タイプ 集落の定住者のみで取組を実施する集落の構成員	事業主体又は事業主体の構成員は、以下を全て満たすこと ①集落の合意形成に基づき、集落計画を作成していること ②集落計画に位置づけられている取組であること ③市町、県、関係機関が一体となったフォローアップ体制が構築されていること	移住集落タイプ 2／5以内 稼ぐ集落タイプ 1／3以内 （機械は1／3以内）	農政課	○			○	○			
	ふるさと振興基盤整備事業	農山村の活性化を図るため、経営力強化に向けた生産基盤整備を行い、また、農山村の生活利便性の向上及び定住促進等を図るためのインフラ整備を支援 1）かんがい排水施設整備対策 2）ほ場整備対策 3）農道整備対策	市町、農業団体組合、市町等が出資する団体、土地改良区等	受益戸数は1事業工種に2戸以上 面連整備対策の場合は、区画面積を10a以上とすること 農道整備対策の場合は、全幅幅員3m以上とすること ※市町が事業費の10％以上を補助すること	1／2以内	農村整備課	○	○						

事業名		概要	事業主体 (又は助成対象者)	要件等	補助率(額)	関係課	施設拡 大	農地	経営安 定	6次産 業化	加工	法人化	技術対 策	その他
ながさき農業デジタル化促進事業(県)	施設データ駆動型技術導入支援事業	ハウス環境の見える化と最適化に必要な機器の導入の取組を支援 ・環境モニタリング+環境制御機器・装置	農業者が組織する団体、市町、農業協同組合、農業法人等、市町等が出資する団体	・産地計画書を策定すること ・受益戸数は3戸以上。ただし、龍島振興法の指定地域における対策は受益戸数2戸以上 ・市町が1/10以上を補助すること 等	1/3以内	農産園芸課								○
	露地データ駆動型技術導入支援事業	みかん栽培におけるクラウド型マルチコントローラーの導入及び経営・生産管理システムの導入の取組を支援	農業者が組織する団体、市町、農業協同組合、農業法人等、市町等が出資する団体										○	
	園芸遠隔・自動化技術導入支援事業	農作物管理作業の遠隔・自動化に必要な機器の導入の取組を支援 ①自動換気開閉装置 ②自動かん水装置 ③生育ライブカメラ ④直進アシストシステム ⑤ラジコン除草機 ⑥アスパラガス自走式防除機	農業者が組織する団体、市町、農業協同組合、農業法人等、市町等が出資する団体										○	
	水田遠隔・自動化技術導入支援事業	農作物管理作業の遠隔・自動化に必要な機器の導入の取組を支援 ①可変型施肥田植機 ②水田水管理システム ③直進アシストシステム ④ラジコン草刈機	農業者が組織する団体、市町、農業協同組合、生産組織、集落営農法人、農作業受託組織等、市町等が出資する団体										○	
【新】ながさき農業気候変動総合対策事業(県)	高温対策(園芸品目)	農産物の高温対策に必要な資機材等導入に係る経費を補助 ①施設園芸高温対策資機材 ②高温防止被覆資材 ③遮光被覆資材 ④高機能カーテン ⑤いちご株冷却冷蔵保管庫 ⑥果樹野度保持設備 ⑦花き鮮度保持設備 ⑧アスパラガス高級栽培	農業者が組織する団体、市町、農業協同組合、農業法人等、県・市町等が出資する団体	・産地計画書を策定すること ・受益戸数は3戸以上。ただし、龍島振興法の指定地域における対策は受益戸数2戸以上 ・市町が1/10以上を補助すること 等	①～⑦：1/3以内 ⑧：1/2以内	農産園芸課								○
	高温対策(畜産品目)	畜舎の高温対策強化ならびに省エネルギーを図る資機材等および高耐暑性を持つ乳用牛導入に係る経費を補助 ①畜舎の暑熱対策資機材 ②高耐暑性種雄牛の精液利用 ③高耐暑性雌牛の導入	市町、畜産クラスター協議会等	・市町の申請に基づき事業を実施する場合、市町が1/10以上を補助すること 等	①：1/3以内 ②：1/2以内 (※ただし1万円/頭を上限) ③：定額 5万円/頭								○	
	大雨・長雨対策	農産物の大雨・長雨対策に必要な資機材等導入に係る経費を補助 ①アスパラガス新改植 ②果樹優良品種への更新 ③果樹高品質化資材 ④反制資材	農業者が組織する団体、市町、農業協同組合、農業法人等、県・市町等が出資する団体	・産地計画書を策定すること ・受益戸数は3戸以上。ただし、龍島振興法の指定地域における対策は受益戸数2戸以上 ・市町が1/10以上を補助すること 等	①②：1/2以内 ③④：1/3以内								○	
	低温・凍害対策	農産物の低温・凍害対策に必要な資機材等導入に係る経費を補助 ①防霜ファンの新設 ②害害防止被覆資材	農業者が組織する団体、市町、農業協同組合、農業法人等、県・市町等が出資する団体		①：1/2以内 ②：1/3以内									○
持続的生産強化対策事業(国)		茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業	(1)生産体制の強化 ア地域の戦線に基づく茶園の改植、有機栽培への転換等への支援。 イ生産コストの低減、安定生産への取組(省エネ等コスト低減に資する生産・加工機械等の導入等)支援。 (2)需要の創出(実需者等と連携した商品開発、製造・加工技術の導入等)を支援。	民間団体等	・受益農業従事者(農業の常時従事者(原則年間150日以上))が、5名以上 ・受益農業従事者に65歳未満の者が含まれること。 ・そのほか、当該事業公算要領等に定める要件等あり	定額、1/2以内	農産園芸課	○		○		○		○ 輸出
持続的生産強化対策事業(国) 【果樹農業生産力増強総合対策】	果樹経営支援対策事業	優良品目・品種への改植・新植(慣行樹形、省力樹形)、高接ぎ、小規模土地基盤整備(園内道整備、傾斜地緩和等)等	果樹産地構造改革計画において抱い手と定められた者	・改植、高接ぎ：概ね2a以上 ただし省力樹形は未収益期間の短縮が期待できるものであり、次の(1)または(2)の要件を満たすこと (1)10a当り労働時間について、慣行栽培と比較して10%以上削減できることが、試験結果又は事例で確認できる樹形であること (2)10a当り収量について、慣行栽培と比較して10%以上増加できることが、試験結果又は事例で確認できる樹形であること ・園内道整備、傾斜地緩和：概ね10a以上	【慣行栽培】 かんきつ類への改植(新植) 23(21)万円/10a 主要果樹への改植(新植) 17(15)万円/10a その他果樹改植・新植 1/2以内 【省力樹形】 かんきつ類への改植(新植) 111(108)万円/10a 傾斜制限栽培等以外の改植・新植 1/2以内 高接ぎ 1/2以内 【園内道整備】 傾斜地緩和1/2以内	農産園芸課								○
	果樹未収益期間支援事業	果樹経営新対策事業を活用して優良品目・品種へ改植をした抱い手に対して、改植後の未収益期間(5年間)のうち、初年度を除いた4年間の果樹の育成経費の一部を支援	果樹経営支援対策事業で優良品目・品種へ改植をした抱い手	・果樹経営支援対策事業で実施された改植等であること ・同一年度内に完了する改植面積が概ね2a以上	22万円/10a	農産園芸課			○					
【新】畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業(国)		持続的な畑作物産地体制の構築を図るため、労働力不足や病害虫の発生、気候変動、需要構造の変化など地域・品目ごとの環境変化への対応に向けた取組等を支援。	市町、農業者の組織する団体等	・対象品目は、かんしょ、ばれいしょ、種ばれいしょ等 ・実需者との販売割合の増加、作付面積の増加等の成果目標の基準を満たすこと。 ・成果目標を達成する取組であること。	定額、1/2以内	農産園芸課	○		○					○

事業名		概要	事業主体 (又は助成対象者)	要件等	補助率（額）	関係課	施設拡大	農地	経営安定	6次産業化	加工	法人化	技術対策	その他
新・野菜産地カアップチャレンジ事業（県）		野菜産地の強化に向け、輸出、スマート技術化対策や気象災害への対策、実需者ニーズをふまえた栽培・販売対策等に関する産地課題を早期に解決し普及を加速化させる取組を支援。	・農業者の組織する団体 ・農業法人 (産地計画を策定産地)	1 輸出等を旨とするマーケットイン型産地の育成 (1) 資材、機器借上料 (2) 輸出等に対応した認証等の取組に要する経費 等 2 課題解決型産地の育成 (1) 資材、機器借上料 等 地域の実証試験結果が示された取組に必要なものとする。	1 定額 2 1/2以内	農産園芸課			○				○	
集落営農活性化プロジェクト促進事業（国）		集落営農組織等が行うビジョンづくりや農業用機械等の導入、新たな作物の導入等の取組を支援	集落営農法人・組織	・(対象地区) ・地域計画が策定されている地区 (助成対象者) ・過年度に本事業を実施した組織 ・地域計画のうち目標地図に位置付けられた組織又は位置付けられることが確実にある組織 ・助成対象者が集落ビジョンを策定すること（補助金の活用は任意） ・ポイント上位より予算配分	農業機械等の導入 1/2以内 (※ソフト経費は定額)	農業経営課			○			○		
【新】集落営農連携促進等事業（国）		集落営農組織等が行うビジョンづくりや農業用機械等の導入、新たな作物の導入等の取組を支援	集落営農法人・組織	・(対象地区) ・地域計画が策定されている地区 (助成対象者) ・連携・合併より取組を実施する組織 ・地域計画のうち目標地図に位置付けられた組織又は位置付けられることが確実にある組織 ・助成対象者が集落ビジョンを策定すること（補助金の活用は任意） ・ポイント上位より予算配分	農業機械等の導入 1/2以内 (※ソフト経費は定額)	農業経営課			○			○		
鳥獣被害防止総合対策交付金（国）		防護網などの鳥獣被害防止のための施設整備を支援する。 ・防護網などの被害防止施設 ・捕獲鳥獣の処理加工施設、焼却施設 等	地域協議会又はその構成員	・受益戸数は3戸以上 等	1/2以内 ※6法対象地域は55/10以内 (ただし、鳥獣被害防止施設を直営施工により整備し、資材費のみを補助対象経費とする場合は定額)	農山村振興課								○
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）（国）		畜産クラスター計画に定められた中心的な経営体の収益性の向上、畜産環境問題への対応に必要な施設整備等を支援。	畜産クラスター協議会	畜産クラスター計画に定められた中心的な経営体であること。	1/2以内 (ただし、肉用牛関連施設（肉用牛飼育飼育管理施設及び一体的に整備する設備等）のうち新規就農、CS、CBSの取組のみ60/100以内)	畜産課	○							
長崎県畜導入事業（県）	一般導入タイプ	農協等が購入又は融資により、肉用繁殖雌牛群の整備及び増殖に意欲を有する者に対し、肉用繁殖雌牛の貸付や増殖等の支援を行う場合、その経費の一部を助成する。	農協等	・増頭：本牛の育種価（脂肪交雑）が上位1/4以上又は育種価（脂肪交雑及び枝肉重量）が上位1/2以上又は県有種雄牛産子で父牛と母牛のいつれかの育種価（分娩間隔又はオレイン酸）が上位1/4以上であること ・維持：父牛の育種価（脂肪交雑）が上位1/4以上又は育種価（脂肪交雑及び枝肉重量）が上位1/2以上又は県有種雄牛産子で父牛と母牛のいつれかの育種価（分娩間隔又はオレイン酸）が上位1/4以上であること ・県内家畜市場からの導入であること ・維持については更新加速化事業を優先的に利用すること	・増頭：上限100千円/頭(1/3以内) ・維持：上限 50千円/頭(1/3以内) (千円未満切捨)	畜産課	○							
	幸男等娘牛タイプ			・本牛の育種価（オレイン酸）が上位1/4以上又は父牛の育種価（オレイン酸）が上位1/2以上であること ※幸男等娘牛：幸男以降に生まれた若い県有種雄牛の娘牛 ・県内家畜市場からの導入であること ・維持については更新加速化事業を優先的に利用すること	・増頭：上限110千円/頭(1/3以内) ・維持：上限 60千円/頭(1/3以内) (千円未満切捨)		○							
	一貫生産拡大	肉用繁殖雌牛の導入により一貫生産体制の整備に意欲を有する者に対し、肉用繁殖雌牛の増頭を行う場合の経費の一部を助成する。	営農集団等	・本牛の育種価（脂肪交雑）が上位1/4以上又は育種価（脂肪交雑及び枝肉重量）が上位1/2以上又は県有種雄牛産子で父牛と母牛のいつれかの育種価（分娩間隔又はオレイン酸）が上位1/4以上であること ・県内家畜市場からの導入であること	・増頭：上限120千円/頭(1/3以内) (千円未満切捨)		○							
長崎和牛肥育素牛導入事業（県）	【新】一部一貫チャレンジ事業	肉用牛生産体質の強化を目指し、構造改革を取組む繁殖農家が新たに県内産肥育用素牛(黒毛・褐毛)を導入する経費の一部を助成する。	農協、農協連合会、 配合飼料価格安定基金協会	期首又は前回の事業完了時いずれか頭数の多い方と事業完了時を比較して、肥育用に供される黒毛和種もしくは褐毛和種の増頭が図られること等	定額100千円/頭以内	畜産課	○							
	肥育素牛導入事業	長崎和牛の生産量の拡大、品質の向上を図るため、増頭に意欲的な農家の素牛導入経費の一部を助成する。	農協、農協連合会、 配合飼料価格安定基金協会	期首又は前回の事業完了時いずれか頭数の多い方と事業完了時を比較して、増頭が図られること等	・県内市場導入型定額80千円/頭 ・一般導入型50千円/頭	畜産課	○							
	肥育経営資金改善緊急対策事業	近代化資金知事特認を上回る融資に係る利子の一部を補給することにより、肥育経営体の資金繰り改善を緊急支援し、長崎和牛の生産強化を図る。	農協・銀行等	長崎県農業近代化資金知事特認の承認を得て、満額借り入れていること。	利子補給率： 1.35%以内 (ただし、農業近代化資金利子補給率又は自己負担分融資の貸付利率のいずれか低い方)	畜産課			○					
畜産近代化リース事業 (畜産近代化リース協会)	畜産機械施設	畜産農家が利用する畜産機械施設のリース事業を通じ、畜産経営の近代化と体質強化を図る。	農協等 農業共済組合等	—	—	畜産課	○							
畜産高度化支援リース事業 (畜産環境整備機構)	畜産環境対策リース事業	畜産経営に係る環境対策と畜産経営の健全な発展を図るため、畜産農家等に対して家畜排せつ物処理施設及び飼養衛生管理基準の遵守に必要な施設等を貸し付ける。	農協等 農協の事業を行う農業者、法人、営農集団	—	—	畜産課	○							
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）（国）		畜産経営の生産性向上、経営高度化等に資する機械等を導入する場合の経費を助成する	畜産クラスター協議会	畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体であること。	1/2以内	畜産課	○							
畜産生産力・生産体制強化対策事業 (国)	繁殖肥育一貫経営等育成支援	繁殖基礎の強化に資する繁殖肥育一貫経営等を育成する取組の支援	農業者集団等	—	定額、1/2以内	畜産課			○				○	
新たな放牧体系確立促進事業（県）		生産コスト削減と省力化、集落保全を図るため、新たに集落営農組織等と連携を図り、ICT機器を活用した省力化放牧及び精作放牧地等を活用した放牧場の整備等の取組を支援する。	農業者集団等	・年間を通じて放牧を行う計画を有するもの。 ・繁殖雌牛の飼育頭数が事業実施5年度に5頭以上を飼養し、かつ事業実施年度から1頭以上増頭していること。 ・放牧場整備総面積が20a以上であること（農用地、荒廃農地等）。等	1/2以内	畜産課	○	○						

事業名		概要	事業主体 (又は助成対象者)	要件等	補助率(額)	関係課	施設拡大	農地	経営安定	6次産業化	加工	法人化	技術対策	その他
【新】ながさき農林振興計画推進事業(県)	高能力種豚導入支援	高能力の種豚導入の取組を支援するとともに、AI機器等の整備による飼養管理の省力化、既存家畜排せつ物処理施設の補改修による機能性向上を支援することで、養豚農家の所得向上、飼養環境等の改善や適正な畜産環境づくりへの取組を推進し、持続可能な養豚経営の確立を図る。	農協、県農協協会、畜産クラスター協議会、任意組合	高能力種豚導入支援 ・一腹当たりの生存産子数が13.0頭以上の能力を有する多産系母豚であること。 省力化等整備支援 ・省力化に繋がる機器等を整備すること。 畜産環境対策支援 ・家畜排せつ物処理施設の補改修により、施設の機能向上に繋がる内容であること。	1/3以内 ただし、原種豚 100千円/頭、種豚 26千円/頭を上限とする。	畜産課	○		○					
	省力化等整備支援				1/2以内 ただし、上限500千円/取組主体		○		○					
	畜産環境対策支援				1/2以内 ただし、上限500千円/取組主体		○		○					
【新】ながさき農林業グリーン化総合対策事業(県)		化学肥料低減、化学農薬低減、燃油低減による環境保全型農業の取組推進に向けて、農業者等へ、これらに資する農業機械等の導入を支援する。	事業実施主体：市町 取組主体：農業者、農業法人、公社、農業者の組織する団体	①長崎県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領に基づく環境負荷低減事業活動実施計画に係る認定(みどり認定)を受けておくこと。 ※交付決定までに認定の目途が立つ場合は可。 ②助成対象者(事業に取組む個人・法人)の受益面積は、露地栽培で50a以上、施設栽培で10a以上。 ③受益戸数は1戸以上。	1/3以内 (ただし、市町が県費以外に1/10以上補助する場合に限る)	農業イノベーション推進室	○							
経営発展支援事業	【新】地域計画早期実現支援枠	将来の農地の受け手となる新規就農者等が実施する農業用機械・施設等の修繕・撤去・移設等の経営資源の有効利用に向けた取組、法人化や専門家の活用等の円滑な経営移譲に向けた取組、農業用機械・施設等の導入を支援する事業	事業実施主体：市町 取組主体：独立・自営する49歳以下の認定新規就農者、認定農業者	①将来像が明確化された地域計画又は目標集積率が現状集積率を上回る地域計画に位置付けられ、又は位置付けられることが確実を見込まれること。 ②令和4年度以降に農業経営を開始した個人・法人であること。 ③青色申告を行うこと。 ④機械・施設の取得費用等について、金融機関から融資を受けていること。 ⑤経営開始資金、経営発展支援事業との併用は不可。	①農業用機械・施設等の修繕・撤去・移設等の経営資源の有効利用に向けた取組、法人化や専門家の活用等の円滑な経営移譲に向けた取組の場合 国1/3、県又は市町村1/3(任意) ②農業用機械・施設等の導入を支援する事業 都道府県支援分の2倍を国が支援(国の補助上限1/2) 国費上限6,000千円(①と②の合計)	農業経営課	○	○				○		

2 融資事業

事業名	概要	事業主体 (又は助成対象者)	要件等	関係課	施設拡大	農地	経営安定	6次産業化	加工	法人化	技術対策	その他
農業近代化資金	機械・施設等の改良、造成、取得等の農業経営の近代化を図るための資金を融資。 【認定農業者特別制度】 規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に取り組む目標地図に位置付けられた等の認定農業者の場合、貸付当初5年間の金利負担を最大2％の軽減措置後、償還期限に応じてスーパール資金の貸付金利と同水準の利子助成あり。（国の予算の範囲内）	認定農業者 等	償還期間：借入資金による 貸付限度額：2億円（個人） 2億円（法人） 融資率：100％（認定農業者）	農業経営課	○		○	○	○	○	○	
スーパール資金 (農業経営基盤強化資金)	認定農業者の農業経営改善計画達成のために必要な長期資金を融資。 【金利負担軽減措置】 農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた等の認定農業者であって、新たに攻めの経営展開を行う計画を策定した者の場合、貸付当初5年間の金利負担を最大2％の軽減措置（国の予算の範囲内） 負債整理は対象外	認定農業者 等 ※クイック融資の場合、企業経営診断手法による判定が一定水準以上	償還期間：25年以内 貸付限度額：6億円（個人） 30億円（法人） ※金利負担軽減措置の限度額も貸付限度額に同じ。 融資率：100％	農業経営課	○	○	○	○	○	○	○	
	(クイック融資) 担い手が緊急に必要とする小口の資金について、迅速に（無担保・無保証人）融資。		償還期間：25年以内 貸付限度額：500万円 融資率：100％	農業経営課	○	○	○	○	○		○	
スーパーS資金 (農業経営改善促進資金)	認定農業者の農業経営改善計画等の達成のために必要な短期運転資金を融資。	認定農業者	償還期間：1年 貸付限度額：500万円（個人） 2,000万円（法人） 融資率：100％	農業経営課			○	○	○		○	
農林漁業セーフティネット資金	災害や経営環境の変化等により、一時的に経営状況が悪化した農林漁業者の経営再建・維持安定に必要な資金を融資。	認定農業者 等	償還期間：15年以内 貸付限度額：600万円 非常災害等特例：非常災害等ごとに600万円 簿記記載を行っている者で、貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合は、年間経営費の6/12に相当する額、又は租収益の6/12に相当する額のいずれか低い額	農業経営課			○					
農業経営負担軽減支援資金	営農に必要な資金を借り受けたために生じた負債の借り換えに必要な資金を融資。	農業者	償還期間：10～15年以内 貸付限度額：借り換えようとする営農負債の残高	農業経営課			○					

3 農地対策関係

事業名		概要	事業主体 (又は助成対象者)	要件等	関係課	施設拡大	農地	経営安定	6次産業化	加工	法人化	技術対策	その他
機橋集積協力金交付事業(国)		地域内のまとまった農地を農地中間管理機構(農業振興公社)に貸し付け、担い手への農地集積・集約化を図る場合に交付。	認定農業者 等	(地域集積協力金) 担い手への農地集積に取り組む地域に交付。 【農地バンクの活用率に応じて、2.8万円/10a～3.4万円/10a交付】 (集約化奨励金) 担い手向上の農地交換等により担い手への農地集約化に取り組む地域に交付。 (地域の圃地面積の割合に応じて、1.0万円/10a or 3.0万円/10a交付)	農業経営課	○	○						

4 経営安定対策

事業名	概要	事業主体 (又は助成対象者)	交付単価 等	関係課	施設拡 大	農地	経営安 定	6次産業 化	加工	法人化	技術対 策	その他
経営所得安定対策（国）	畑作物の直接支払交付金（グタ）	「麦」「大豆」「てん菜」「でん粉原料用ばいしょ」「そば」「なたね」の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する。	認定農業者、集落営農、認定新規就農者	(1)数量払 (平均交付単価) ※交付単価は、品質区分に応じて設定 小麦 「雑穀事業者向け単価」5,930円/60kg、〔免税事業者向け単価〕6,340円/60kg 二条大麦「雑穀事業者向け単価」5,810円/50kg、〔免税事業者向け単価〕6,160円/50kg はだか麦「雑穀事業者向け単価」8,630円/60kg、〔免税事業者向け単価〕9,160円/60kg 大豆 「雑穀事業者向け単価」9,430円/60kg、〔免税事業者向け単価〕9,840円/60kg そば 「雑穀事業者向け単価」16,720円/45kg、〔免税事業者向け単価〕17,650円/45kg 等	農産園芸課 (九州農政局 長崎県拠点)		○					
	水田活用の直接支払交付金等	水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の作付を生産する農業者に対して、交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図る。 また、水田への高収益作物の導入・定着を図るため、水田における高収益作物への転換、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を推進する。	販売目的で対象作物を生産（耕作）する販売農家・集落営農	(1)戦略作物助成（※基幹作物のみ対象） 麦、大豆、飼料作物：3.5万円/10a ^{※1} WCS用稲：8.0万円/10a 加工用米：2.0万円/10a 飼料用米、米粉用米：収量に直し5.5～10.5万円/10a ^{※2} ※1 多年生牧草について、当年度において播種を行わず収穫のみを行う年は1万円/10a ※2 飼料用米の一般品種について、令和7年度については5.5～8.5万円 今後、段階的に引き下げ、令和8年度においては5.5～7.6万円 (2)産地交付金 地域の裁量で単価設定 ※新市場開拓用米の複数年契約は、1万円/10aの加算 ※そば・なたね、新市場開拓米、地力増進作物の作付（基幹作物のみ）は2万円/10aの加算 (3)都道府県連携型助成 都道府県が転換作物を生産する生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で国が追加的に支援 (4)畑地化促進助成 水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援 ① 畑地化支援：10.5万円/10a ② 定着促進支援 ア 高収益作物：2万円(3万円 ^{※1})/10a×5年間（①とセット）※加工・業務用野菜等の場合 イ 畑作物（高収益作物以外）：2万円/10a×5年間（①とセット）	農産園芸課 (九州農政局 長崎県拠点)		○					
	米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ）	米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばいしょの販売収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補填する（対象加入者と国が1対3の割合で原資を負担）。	認定農業者、集落営農、認定新規就農者	当年産の販売収入額と標準的収入額を下回った場合、その差額の9割を補填	農産園芸課 (九州農政局 長崎県拠点)		○					
施設園芸等燃油価格高騰対策（～R5事業年度）	施設園芸セーフティネット構築の支援	施設園芸用のA重油、灯油、LPガスおよびLNGに、発動基準額を超えた部分に対して補填金を交付する。（原資は国と生産者で1：1で達成）	生産組織	①野菜、果樹、花きの施設園芸を営む3戸以上の組織または農業従事者（常時雇用）を5名以上雇用する個人。 ②省エネルギー等対策推進計画を定め、燃油使用量を15%以上削減する等の目標を掲げ、その達成に向けた取組をすること。 ※セーフティネットの補填については、加温月（11月～翌4月）のA重油が対象。当該月の全国平均燃油価格が発動基準額（88.9円/ℓ）を超えた差額に補填対象の燃油数量（購入数量の70%）を乗じた金額を補填。前事業年度の対前年加温期間（11月～翌4月）における平均価格より急騰した場合、急騰特例措置として、補填対象数量を70%から100%に引き上げ。 ③R6事業年度より、省エネ加速化特例措置の申請により補填対象数量を100%に引き上げ可能。	農産園芸課		○					
	茶セーフティネット構築事業の支援	茶加工用のA重油、LPガスおよびLNGについて、発動基準額を超えた部分に対して補填金を交付する。（原資は国と生産者で1：1で達成）		①茶を営む農業者等が3戸以上の組織または農業従事者（常時雇用）を5名以上雇用する個人。 ②省エネルギー等対策推進計画を定め、燃油使用量を15%以上削減に取り組むこと。 ※セーフティネットの補填については、茶加工を行う（4月～10月）のA重油が対象。当該月の全国平均燃油価格が発動基準額（98.5円/ℓ）を超えた差額に補填対象の燃油数量（購入数量の70%）を乗じた金額を補填。前事業年度の対前年加工期間（4月～10月）における平均価格より急騰した場合、急騰特例措置として、補填対象数量を70%から100%に引き上げ。	農産園芸課		○					
指定野菜価格安定対策事業（国）	指定野菜の価格が著しく低騰した場合に、野菜農家の経営安定を図るため、価格差補給交付金を交付。	全農長崎県本部（農協生産部会員）または野菜指定産地内で生産された指定野菜を対象市場に出荷する大規模生産者	大規模生産者：指定産地内において、おおむね2ha以上の対象野菜を作付けしていること ※法人格を有しない場合は、2以上の者が、生産、出荷、及び収支決算を共同して行い、規約に定めている必要がある。	農産園芸課			○					
特定野菜等供給産地育成価格差補給事業（国）	特定野菜の需給及び価格の安定と野菜指定産地の補完的機能を有する産地の整備や指定産地への計画的な育成等を目的とし、対象野菜価格が著しく低騰した場合に、価格差補給交付金を交付。	農業協同組合（農協生産部会員）または対象産地内で生産された指定野菜を中間事業者や加工業者等と契約取引を行う大規模生産者	相当規模生産者：対象産地内において、おおむね1.5ha以上の対象野菜を作付けしていること ※法人格を有しない団体である場合は、2以上の者が、生産、出荷、及び収支決算を共同して行い、規約に定めている必要がある。	農産園芸課			○					
契約指定野菜安定供給事業（国）	指定産地において契約取引を行う生産者のリスク軽減を目的とし、市場価格連動型の契約において価格が著しく低騰した場合等の一部を補填する。	全農長崎県本部（農協生産部会員）または野菜指定産地内で生産された指定野菜を中間事業者や加工業者等と契約取引を行う大規模生産者等	大規模生産者：指定産地内において、おおむね2ha以上の対象野菜を作付けしていること ※法人格を有しない団体である場合は、2以上の者が、生産、出荷、及び収支決算を共同して行い、規約に定めている必要がある。	農産園芸課			○					
契約特定野菜等安定供給促進事業（国）	特定野菜の契約取引を行う生産者のリスク軽減を目的とし、市場価格連動型の契約において価格が著しく低騰した場合等の一部を補填する。	農業協同組合（農協生産部会員）または対象産地内で生産された対象野菜を中間事業者や加工業者等と契約取引を行う相当規模生産者	相当規模生産者：対象産地内において、おおむね1.5ha以上の対象野菜を作付けしていること ※法人格を有しない団体である場合は、2以上の者が、生産、出荷、及び収支決算を共同して行い、規約に定めている必要がある。	農産園芸課			○					

事業名		概要	事業主体 (又は助成対象者)	交付単 等	関係課	施設拡 大	農地	経営安 定	6次産業 化	加工	法人化	技術対 策	その他
未来へつなぐ水田農業産地支援事業（県）		ながさき水田農業産地計画に基づき実施する以下の取組を支援 ①水田品目の省力・低コスト化技術や栽培体系確立に向けた取組 ②各地域の土壤環境や気象条件に適する高収益品目の選定や栽培実証、普及に向けた取組 ③無人ヘリオペレータ資格取得	農業協同組合、生産組織、集落 営農法人・集落営農組織等、市 町等で構成する団体	次に掲げる全ての要件を満たすこと (1)水田農業産地計画を策定していること(市町等が出資する団体を除く) (2)水田農業産地計画の達成に向け、関係機関一体となって取り組むことが確実と見 込まれること (3)事業実施主体は、３戸以上の生産者で構成され、規約を有する組織であること (農業協同組合、市町等で構成する団体を除く)	事業概要①、②：定額（１事業実 施主体当たり500千円以内） 事業概要③：１/2以内	農産園芸課		○				○	
農業経営基盤強化準備金制度		農業経営改善計画等に従って、経営所得安定対策 等の交付金を準備金として積み立てた場合、その積 み立て額を必要経費（損金）算入できる。 その準備金を取り崩して、農用地、農業用機械・ 施設等を取得した場合、圧縮記録が可能。	認定農業者等	青色申告を行う認定農業者（個人、農地所有資格法人）または認定新規就農者（個人）であって、農業経営基盤強化促 進用に基づき市町が策定する地域計画において農業を担う者として位置づけられている農業者。 【対象交付金】 ①畑作物の直接支払交付金（グタ対策） ②米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策） ③水田活用直接支払交付金	農業経営課			○					
畜産経営安定対策	肉用子牛生産者補給金制度	肉用牛繁殖経営の安定のため、生産者・県・畜産産 業振興機構で積立を行い、肉用子牛の四半期ごとの 平均売買価格が保証基準価格を下回ったときに生産 者補給金を交付。	一般社団法人長崎県畜産物価格 安定基金協会	当該四半期内に、契約肉用子牛を満６月齢以上満１２月齢未満で販売しているこ と、または満１２月齢に達した日以降も保留して飼養していること	畜産課			○					
	肉用牛肥育経営安定特別対策事業（県）	肉用牛肥育経営の安定を図るため、生産者の拠出と 国の助成により基金を造成し、収益が悪化したときに 粗収益と生産費との差額の９割を補てん。	一般社団法人長崎県畜産協会	・補助対象対象は、畜産協会及び畜産産業振興機構が肉用牛肥育経営安定基金の造 成に要する経費の１/４（生産者負担金） ・補助率は、生産者積立金の１/6以内。単価は、肉専用種1,620円、交雑種1,040 円、乳用種880円	畜産課			○					
	肉用牛経営安定対策補完事業	①遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛の導入支援（奨 励金） ②肉用牛ヘルパーの組織化や活動に係る経費への支 援 ③離島子牛を当該離島に在住していない購買者が家 畜市場で購入する場合、及び離島の生産者が子牛を 本土畜畜市場に出荷する場合の海上輸送運賃の一部 支援	一般社団法人長崎県畜産協会	①6万円/頭、希少系統については9万円/頭 ②定額 ③定額（海上輸送運賃の２／３以内）	畜産課			○					
畜産経営安定対策	養豚経営安定対策事業	「畜産経営の安定に関する法律」に基づき、養豚経 営の安定を図るため、肉豚生産における四半期ごと の平均粗収益を平均生産費が上回った場合、その差 額の9割を補てん。	養豚事業者（肉豚生産者）	・生産者負担金単価400円/頭のうち、県補助64円/頭または、生産者負担金の 1/5のいずれか低い額。（参考）積立金 生産者：国＝１：３	畜産課			○					
	鶏卵生産者経営安定対策事業（県）	採卵鶏経営の安定を図るため、生産者の搬出により 基金を造成し、標準取引価格（月毎）が補てん基準 価格を下回った場合、その差額の9割を補てん。	鶏卵生産者	・生産者負担金単価401円/kgのうち、県補助0.26円/kg以内。 （参考）基金積立金 生産者：国＝ <u>5</u> ：1	畜産課			○					
	ながさき酪農生産性向上支援事業	＜グノミック評価推進＞ 後継牛の選抜のためグノミック評価を活用し、高い 能力の後継牛を選抜する取組を支援する。	長崎県酪農業協同組合連合会 畜産クラスター協議会	事業実施年度以降の２月１日時点における12か月齢未満の乳用雌牛飼養頭数が、事 業実施前年度の２月１日時点における12か月齢未満の乳用雌牛飼養頭数と比較し増 加等させる計画を有すること。	1頭当たり11千円	畜産課		○					
		＜乳用育成雌牛預託施設等の活用推進＞ 外部委託施設活用による労力軽減・育成場所確保に 対する支援する。		預託事業においては、預託牧場等と預託契約を交わしていること。	2分の1以内。 ただし、1頭当たり50千円以内。	畜産課		○					
	飼料価格高騰緊急対策事業（国）	①「配合飼料価格安定制度」に加入する 生産者の生産者積立金の一部を支援 ②単体飼料等の購入費の一部を支援	県内の畜産農家	①令和7年度の配合飼料価格安定制度に加入していること ②飼料販売業者の販売引明書を添付すること	①・②ともに200円/トン	畜産課		○					

5 その他

農業者年金（政策支援）	一定の要件を満たす認定農業者等には、月額最高 1万円の保険料の国庫補助を行う。（支援の期間は 最大20年間で、さらに35歳以上は10年が上 限）	①認定農業者（認定就農者） ②①の配偶者及び後継者（後継 者の配偶者除く）	・60歳までに保険料納付金が20年以上見込まれること。 ・農業所得が900万円以下であること。 ・認定農業者（認定就農者）で青色申告であること。 ・②の場合は、①と家族経営協定を締結し、共同経営主と なること（協定は要件あり） ・政策支援分を年金（特別付加年金）として受け取るためには、将来、農地や施設 等を後継者又は第3者に「経営継承」することが必要。	通常保険料の下限額との差額（1 万円～4千円）を助成 ※政策支援期間中の保険料は補助 額をきめて2万円が固定。	（一社）長崎 県農業会議 （農業委員会）	○						
長崎農産物マーケティング強化事業（県）	農産物の価格形成力向上による農業者の所得向上を 図ることを目的に、デジタル化や多様化する消費者 ニーズ等に対応したプロモーション活動等、農産団 体等の新たなマーケティング手法の構築への取組を 支援	農協、農業者の組織する団体、 農業法人、農業者と一体的な取 組を行う流通団体等 ※「農業者の組織する団体」と は、農業者3戸以上で組織さ れ、規約や共同での販売体制等 が整備されている団体。 「農業法人」とは、農業を営む 県内の農業生産法人または農業 を営む一般農業法人。	・補助金の交付の対象となる事業者は、左記に定める事業を行う農業団体。 ・補助金の交付の対象となる農産物は、すべて農業団体または一体的に取組む農業 者において生産し、物流を確保できるもの。 ・1事業主体あたりの補助金額の上限額は100千円、 上限額は1,000千円 ・国外の取組は除く	1/2以内 （ただし、事業取組2年目におい て初年度と同内容の事業を実施す る場合は、1/3以内、さらに3年 目以降も同内容で事業を実施する 場合は、補助対象外とする）	農産加工流通 課	○						

事業名	概要	事業主体 (又は助成対象者)	要件等	補助率(額)	関係課	施設拡 大	農地	経営安 定	6次産業 化	加工	法人化	技術対 策	その他
「農」ビジネスモデルブラッシュアップ支援事業費補助金(県)	県内の農業者と商工業者等が連携して、県産農産物を活用した商品開発や販路開拓等、マーケットインの視点を持って生産から販売までのビジネスモデルを構築する(既存ビジネスモデルのブラッシュアップも含む)取組を支援。	県内の農業者やその団体と食に関連する商品化・サービス化が可能な商工業事業者などの多様な事業者が組織した連携体	・長崎県農食連携ネットワーク会員 ・県内農業者と商工業者との連携体 ・補助下限額50万円～100万円	2/3以内	農産加工流通課				○	○			○
長崎県畜産ワークスタイル改革事業	労力支援組織(ヘルパー・コントラクター)において、新規組織設立や労働環境の改善及びICT技術の活用等による組織体制の強化を支援する。	農業者組織等	・労力支援組織を新たに設立する計画を有していること。 ・コントラクター組織については、新たな2ha以上受託面積を拡大すること。 ・ヘルパー組織については、ヘルパー組織要員を1人以上新たに雇用すること。	定額、1/2以内	畜産課								○
元気ある担い手アクション支援事業(県)	地域担い手育成総合支援協議会の活動を通じて、認定農業者等の経営改善、農業法人の設立等を支援する。	地域担い手総合支援協議会	—	1/2以内	農業経営課	農業経営改善計画達成に向け、地域担い手協議会い取り決めたアクションプログラムの各分野において支援する。(就農、女性、法人化、農地対策等)							
環境保全型農業直接支援対策事業(国)	化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合、取組面積に応じて支援する。	販売を目的として生産を行う農業者、共同販売経理を行う集落営農、農業者グループ	・みどりのチェックシートの取組を実施していること。 ・支援対象となる取組要件あり。	3,000～14,000円/10a (国1/2,県1/4,市町1/4)	農業イノベーション推進室								○
長崎県農商工連携ファンド事業	県内の農林漁業者と中小企業者等が連携して行う県内の農林水産物を利用した新商品開発や販路拡大等の取り組みを支援する。	・県内の農林漁業者と中小企業者等の連携体 ・県の特定非営利活動法人と農林漁業者との連携体 ※県内に主たる事業所を有する者に限る。 ※単独企業での申請は不可。	県内の農林漁業者と中小企業者等がお互いの強みを生かして協力し、共同で事業を行うこと。	2/3以内(離島の農林漁業者が連携体に入る場合3/4以内) 上限1事業あたり300万円(3年以内の事業期間中の総額)	産業労働部 新産業推進課 (長崎県商工会連合会)				○	○			
受託研究事業	農林業者や農林業団体等、企業等が生産現場で抱える課題を研究テーマとし、農林技術開発センターが委託を受け試験を実施し、成果を報告する。	農林業者及び農林業関係団体、企業、国及び公共的団体等	研究に要する費用を負担できること	—	農林技術開発センター							○	

6.認定農業者等に対する研修会・商談会等

名称	概要	開催時期	開催場所	その他	関係課	施設拡大	農地	経営安定	6次産業化	加工	法人化	技術対策	その他
パソコン農業簿記講習会	経営管理に必要な複式簿記による記帳をマスターするための講座。ソフトを活用したパソコン記帳を中心に、記帳の意義、具体的な処理、実務記帳につながる講座。4回程度の講座後、実務記帳等のフォローアップや税務に関する研修を実施する。	R7年10月21日、28日、11月5日、12日	諫早文化会館	—	(一社)長崎県農業会議 長崎県担い手育成総合支援協議会			○					
農業経営・就農サポート推進事業	農業経営の法人化や円滑な経営継承、規模拡大、新規就農者等に関する経営相談・経営診断や専門家等による指導を実施し、農業経営者の課題解決に資する。	随時・随所 ※依頼者と個別に調整		—	長崎県農業経営・就農支援センター		○	○	○	○	○	○	
	①農業経営セミナー及び個別相談会 地区ごとにテーマを掲げ、経営改善等に向けた研修会・個別相談会を開催し、農業者の経営力向上に資する。 ②法人化推進セミナー 農業法人化を志向する農業者等を対象に、法人化の意義、農地所有適格法人の要件、各種制度をはじめ、税務や具体的な手続、労務管理など、専門家を講師に講義を実施。年3回の開催とし、各回、テーマを設定し、円滑な法人化に資する。	①随時 ②R7年8月26日、9月5日、9月12日	①各地区 ②ししホテルセンリュウ(諫早市)	—				○			○		
未来につなぐ次世代集落営農育成推進事業(県)	集落が抱える集落営農法人・組織の設立や組織運営に係る税務や労務管理、経営発展等を支援する専門家を派遣する。	随時・随所 ※依頼者と個別に調整		—	農業経営課 (一社)長崎県農業会議			○			○		
研究成果報告会	生産現場の課題に対応し、かつ普及に移行できる試験研究の成果等について研究成果報告会を開催し、研究成果の普及と課題等について意見交換を行う。	R7.4月～R8.3月	開催場所・方法は検討中	—	農林技術開発センター							○	
【新】地域資源活用価値創出等に関する研修会	農畜産物などの地域資源を活用した価値創出に取り組む農林漁業者、2次・3次産業の事業者及び支援機関・関係機関等が参加する研修会を開催し、各種専門知識やトピック等の情報提供を併せて行なう。	通年	・県全体(1回)	—	農産加工流通課				○	○			○
農地利用集積における候補地選定相談会	貸付希望農地と規模拡大等の利用意向者についてリストを作成したうえで、地図情報等を活用し利用者の意思確認を行い、農地と耕作者のマッチング作業を行う。	随時	各市町又は各市町農業委員会	—	農業経営課	○	○						
日本政策金融公庫 長崎支店 農林水産事業による定期相談会	農地や施設の取得等に関する借入相談、経営全般についての相談窓口として定期的に開催。	①毎月第2火曜日 ②毎月第2水曜日 ③毎月第3木曜日 ※①②③以外の地域は個別対応	①県央振興局 ②島原振興局 ③県北振興局の農林(水産)部	各相談日の前月末までに、希望する振興局への事前予約が必要です。	農業経営課	○	○	○	○	○	○		
農業管理指導士養成研修会	農業の使用者に接する農業の販売者や指導的立場にある者等に対して、農業に関する専門的研修及び試験を行い、その合格者を農業管理指導士として県が認定する。	10月(予定)	各振興局	定められた期日まで に申請。	農業イノベーション推進室								○
農業機械士養成研修	農業機械作業の技能・保守点検・安全等に関する基本的な知識や技能を習得し、共同利用組織のオペレーター等を育成する。	2月(予定)	県立農業大学校研修部	定められた期日まで に申請。	農業イノベーション推進室							○	○
ながさき農業オープンアカデミー 基礎講座、オープン講座	次代を担う意欲ある農業者に対し、農業経営に関する知識・経営技術等を習得し、経営計画を作成することで、本県農業界を牽引する優れた農業経営者を育成する。	【基本講座】 7～11月 第1回 7/7,8 第2回 7/29 第3回 8/18,19 第4回 8月下旬～9月中旬 第5回 10/7 ※第1回、2回はオープン講座を含む	【基本講座】 第1回県央振興局 第2回農業大学校 第3回島原振興局、農業大学校 第4回各振興局 第5回shion図書館 ※オンライン有	—	農業経営課			○	○			○	
環境制御技術習得研修会	施設園芸における栽培環境の最適化を図り、高収量実現等に向けて環境制御技術の習得を図る。	7月18日	諫早市内	—	農産園芸課							○	